

令和4年8月17日

復興大臣

福島原発事故再生総括担当

秋葉 賢也 殿

東日本大震災からの復興
に関する提案・要望書

宮城県知事 村井 嘉浩

東日本大震災からの復興に関する提案・要望書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、11年5か月が経過しました。本県の被害は、死者・行方不明者が約1万1千人、全半壊の住家被害が23万棟を超え、県下全体の被害額は9兆円に達するなど、未曾有の大災害となりました。これまで本県では、国内外の多くの皆様からの御支援を賜りながら復興の取組を進めてまいりました。

令和3年4月に開始した本県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」では、政策推進の基本方向の4本柱と並べて、東日本大震災からの復旧・復興の完了を目指し「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を掲げ、一つひとつの課題に応じた丁寧なサポートを実施しています。

国においては、被災地の復興完了に向けて、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、引き続き、手厚い措置を講じていただいているところですが、本県の沿岸部では、心のケアや被災した子どもに対する支援等について、継続的な対応が求められています。

さらに、生産・売上げの水準が震災前に回復していない事業者への支援、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害への対応、震災の記憶・教訓の伝承などについては、中長期的な取組が必要となっています。

加えて、近年、大規模化、多様化する自然災害や喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応も重なり、復興事業の進捗への影響が懸念されており、復興の完遂のためには、今後も国と被災自治体が協力して、残された復興事業に全力を挙げて取り組む必要があります。そのためには国による確かな支援が不可欠です。

つきましては、今後も東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題として位置付け、一日も早い復興の完遂に向けて、被災自治体が必要としている各種事業に対する支援等を確実に継続していただくよう、強く要望いたします。

重 点 要 望 项 目

重点要望項目

1 東日本大震災復興関連事業に対する支援の継続

東日本大震災を要因とした被災者の心のケアや地域コミュニティの再生などの課題については、これまで被災者支援総合交付金等の財源を活用しながら支援を進めてまいりました。震災から11年が経ち、ハード面の復興事業がおおむね完了した一方、これらのソフト事業は、今後も中長期的な対応が求められています。

心のケアについては、被災者からの相談件数が依然多く、相談支援の継続や支援人材の確保・育成が必要となっています。また、災害公営住宅では入居者の高齢化率や独居率が高いことから、様々な健康課題や孤立問題に対応するためにも、見守り・相談支援や交流の場の確保などの取組が引き続き必要です。

加えて、被災した児童生徒の家庭・生活環境の問題についても、震災から月日が経つにつれ多様化・複雑化しており、今後もきめ細かな教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など、学校現場に応じた教育復興加配教職員の定数措置が不可欠な状況です。

これらの事業は、令和3年3月に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、今後も支援を継続する方針が示されましたが、一日も早い復興の完遂に向け、この方針に則り、被災自治体の復旧・復興に必要な事業に対する特例的な財政措置や支援措置を確実に実施するよう求めます。また、制度の運用や事務手続きについても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止・遅延や規模縮小などの状況の変化もあることから、期間延長を含め、地域の実情や社会情勢の変化に応じた柔軟な対応を求めます。

2 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

福島第一原子力発電所事故は、本県産業に広範で深刻な被害をもたらしました。農林水産物の出荷制限に伴う損害、検査費用や販路回復費用等の負担、風評被害による減収などの損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求を行っていますが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じていない状況にあります。事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期限の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、賠償請求時の過度な負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。また、地方公共団体の被害対策については、住民の不安解消のために自治体が自発的に行う対策についても賠償範囲に明示するよう求めます。

多核種除去設備等処理水の処分については、国民・国際社会の理解はいまだ深まってお

<重点要望項目>

らず、本県の水産業をはじめとした各種産業への、新たな風評の拡大が懸念されています。国は、風評を生じさせないための仕組みづくりや、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくりに取り組むとしていますが、海洋放出以外の処分方法を継続して検討することを求めますとともに、復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、本県の生産者・事業者の「なりわい維持」に必要な、業種・業態に応じた実効性ある十分な対策について、対象地域を福島県に限定することなく、国が責任をもって取り組むことを強く求めます。

放射線・放射能による影響等については、県民の不安を解消し、風評被害を防止するため、リスクコミュニケーションの取組を強化し、農林水産物の安全性や放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発を積極的に行うよう求めます。また、海外に対しても農林水産物の安全性に関する正確な情報を発信し、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国などに対して、一刻も早く輸入規制を撤廃するよう引き続き働きかけることを求めます。

放射能に汚染された廃棄物の処理については、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に長期間を要することから、全ての自治体の処理が終了するまで、技術的支援に加え、全額国の負担による財政支援を行うことを求めます。また、指定廃棄物の問題については、国の責任の下、解決までの間、保管の強化や遮へいの徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うほか、指定解除後の廃棄物についても、処理先の確保に国として積極的に取り組むよう求めます。

さらに、除染により発生した除去土壌については、県民全体に受け入れられる処分基準の早期提示、市町の実情に応じた十分な財政・技術的支援など、国の積極的な関与を求めます。

予算措置等を求める要望書

要望項目一覧

- 1 東日本大震災復興関連予算の確実な措置
- 2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援
- 3 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策
- 4 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発
- 5 被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源の確保
- 6 中国・韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応
- 7 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置
- 8 放射能に汚染された廃棄物の処理
- 9 除去土壌等の処分
- 10 固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保
- 11 地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設や地方交付税措置の拡大等
- 12 災害援護資金に係る国貸付金の償還期限延長と償還免除等に伴う財政支援
- 13 災害救助法の適切な運用等
- 14 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備
- 15 「防災教育・災害伝承の日」の制定
- 16 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設
- 17 国際リニアコライダー（ILC）の実現
- 18 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続
- 19 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用
- 20 事業復興型雇用確保事業の延長
- 21 水産加工業の復興に向けた支援
- 22 原木に関する補償及び特用林産物の出荷制限解除への対応
- 23 建築確認申請等手数料にかかる減免措置に対する財政支援の継続
- 24 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続
- 25 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置
- 26 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続
- 27 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続
- 28 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う公共事業等への影響

1 東日本大震災復興関連予算の確実な措置

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けています。

これまでも国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じるとともに、令和元年12月に定められた「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復旧・復興の基本方針においても、被災地の実情を踏まえ、被災自治体からの要望をおおむね反映していただきました。

つきましては、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、一日も早い復興の完遂に向けて、被災自治体の復旧・復興に必要な事業に対し、特例的な財政措置を講じるよう求めます。また、制度の運用や事務手続きについても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止・遅延や規模縮小などの状況の変化もあることから、期間延長を含め、地域の実情や社会情勢の変化に応じた柔軟な対応を求めます。

2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期限の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、賠償請求時の過度な負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。また、地方自治体の被害対策経費について、住民の不安解消のために行っている農林水産物などの様々な検査等や、地域の復興に必要な風評被害対策事業に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は、地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

3 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策

多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針において、海洋放出による処分方法等を決定しましたが、国民・国際社会の理解はいまだ深まっておらず、本県の水産業をはじめとした各種産業への、新たな風評の拡大が懸念されています。国は、処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画などにおいて、風評を生じさせないための仕組みづくりや、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくりに取り組むとしていますが、海洋放出以外の処分方法を継続して検討することを求めますとともに、復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、本県の生産者・事業者の「なりわい維持」に必要な、業種・業態に応じた実効性ある十分な対策について、対象地域を福島県に限定することなく、国が責任をもって取り組む

<復興庁>

ことを強く求めます。

さらに、放射性物質を含む汚染水が漏えいし、海洋に流出した場合、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、万が一にも汚染水の海洋への流出がないよう指導・監督し、万全な管理体制が構築されるよう求めるとともに、廃炉等の措置に当たっては、粉じんの飛散防止対策を徹底するよう求めます。

加えて、これらの廃炉・汚染水・処理水対策に当たっては、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明するとともに、安全かつ着実に進めるよう求めます。

4 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

福島第一原子力発電所事故に伴う放射線・放射能による影響等について、国民一人ひとりが正しく理解し、不安を解消できるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、さまざまな機会を捉え、より効果的な手段で正しい知識の普及啓発を積極的に図るよう求めます。特に、本県産農林水産物をはじめとする食品については、いまだに完全な風評払拭には至っていないことから、今後も国の責任の下で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品に含まれる放射性物質の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるよう確実に普及啓発を行うよう求めます。

5 被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源の確保

本県においては、東日本大震災による度重なる生活環境の変化などから、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題に対応するため、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策を継続していくこととしています。あわせて、被災者の心のケアを地域精神保健福祉活動に移行していくため、市町等と継続して協議を行うとともに、心のケアに取り組む人材の確保や育成が重要となります。また、災害公営住宅に入居した被災者は高齢化率や独居率が高く、健康状態の把握や孤立防止のため、引き続き見守り・相談支援の実施や交流の場の確保が必要となっています。

このことから、国においては、「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興基本方針」に基づき、心のケア対策や見守り・相談支援等の被災者支援に対する十分な予算措置を行うよう求めます。

6 中国・韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないよう万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいます。いまだに中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中

国や厳しい規制を続けている韓国などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤについては、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

7 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

東日本大震災後、着実に復興が進んできてはいますが、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化するなど、いまだに震災の影響が見られることから、一人ひとりの心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

令和4年度においても震災対応等、教育復興支援のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われているところですが、令和5年度以降についても、きめ細かな教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など、学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。また、本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮し、心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保することから、指導方法工夫改善等の政令加配定数をこれまで同様に維持しつつ、基礎定数化するよう求めます。

8 放射能に汚染された廃棄物の処理

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、国民に対して分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国が主導的な役割を果たすよう求めます。また、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物については、県全体で処理を進めるために必要な取組に対して十分な財政・技術的な支援を含め、引き続き国が責任をもって支援するとともに、指定廃棄物問題は、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。さらに、8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理促進に向けて処理先の確保に積極的に取り組み、保管自治体の実情に応じた処理を実施するよう求めます。

9 除去土壌等の処分

除染により発生した除去土壌については、いまだに処分基準が定められていないことから、県民全体に受け入れられる処分基準を速やかに提示するよう求めます。また、除去土壌や除染廃棄物の処分を実施するためには、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であることから、放射線に関する正しい知識の普及啓発や国民的な理解の醸成に向けた国の取組の一層の充実を求めます。さらに、保管市町に対し、除去土壌等の処分が完了するまで、保管にかかる財政的、技術的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう求めます。

10 固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保

東日本大震災後の固定資産税等については、地方税法による特例措置のほか、津波によ

<復興庁>

る甚大な被害を受けた土地・家屋に係る減免措置や、施設保有漁業協同組合等が取得した償却資産等に係る減免措置を被災自治体が条例により実施しており、これらの減収額については震災復興特別交付税により財源が確保されているところです。

本県においては全力で復興に取り組んでおりますが、被災代替資産の取得など復興に伴う税制上の特例の適用は今後も継続的に見込まれ、被災自治体の復興完遂のためには財源の確保が必要であることから、令和5年度以降においても減収額に対する財源の確保を引き続き求めます。

11 地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設や地方交付税措置の拡大等

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等への対応として、資金手当のための公営企業債（震災減収対策企業債）の充当とその償還利子の一部について震災復興特別交付税が措置されていますが、残余の利子及び元金償還に関しては交付税措置がなされていません。施設等の被害が著しい沿岸地域の地方公営企業では、料金収入等が相当期間継続して減少する一方で、人件費、資本費（元利償還金）及び維持管理等の経費は固定的に発生し続けるなど、苦しい経営が続いています。

つきましては、令和5年度以降も料金収入が回復するまでの一定期間、当該措置を継続するとともに、特別の繰出制度を創設し、当該繰出に対し地方交付税措置を講じるなど、地方公営企業の経営回復に資する財政的支援を講じるよう求めます。

12 災害援護資金に係る国貸付金の償還期限延長と償還免除等に伴う財政支援

東日本大震災に係る災害援護資金について、本格的な償還時期を迎えています。既に多くの未償還案件が発生しており、今後、一層の増加が見込まれるところです。国貸付金の償還期間の延長がなされない場合、借受人からの未償還分を県又は市町村が立て替えて支払わなければならない、財政運営に著しい支障が生ずるおそれがあることから、阪神・淡路大震災の例に倣い、市町村が借受人に対して償還金の支払を猶予したときは、国貸付金の償還期間も延長されるよう、所要の法令等改正を求めます。また、市町村の債権回収に要する経費や償還免除の際の貸付金抛出に係る県負担分に対して必要な地方財政措置等を講じることを求めます。

13 災害救助法の適切な運用等

災害救助法について、県内全域又は県境をまたぐような広域的災害の場合、同じ災害で住家被害が同程度であるにも関わらず、発災直後の避難情報の発令状況や避難者数により被災市町村間で法の適用にばらつき・不均衡が生じるというケースがあることから、近年の災害態様や被災状況等を踏まえ、避難者数以外の観点でも、発災後速やかな災害救助法の適用が可能となるよう「4号基準」の見直しを求めます。また、同一の災害における災害救助法の適用に関して、被災市町村間に格差や不均衡が生じることのないよう、適用基準の弾力的な運用を求めます。

14 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の「絆」を育み、震災の経験と教訓を後世に伝え、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくため、国において、最大の被災県である本県に震災津波博物館等の複合拠点施設を整備するよう求めます。

15 「防災教育・災害伝承の日」の制定

近年、全国的に大地震や集中豪雨等による甚大な被害が発生しており、今後起こり得る大規模災害に備えるためには、これまでの自然災害の記憶や教訓を風化させることなく、しっかりと後世に伝え継いでいくことが重要です。

こうした中、被災地の枠組みを超えた取組として防災教育と災害伝承の実践が求められており、さらに取組の重要性を全国的に広めていくことを目的として、防災を専門とする有識者などにより「防災教育と災害伝承の日」の制定に向けた呼びかけが展開されています。

国においては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と同じ悲しみをくり返さないためにも、3月11日を「防災教育と災害伝承の日」として制定し、防災教育と災害伝承の活動を全国的に展開していくよう求めます。

16 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設

東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して記憶の風化防止や防災力向上を図るためには、被災自治体や伝承団体などと一体となって取組を進めることが重要です。一方、伝承活動は、これまで民間団体等による自主的な取組が中心でしたが、震災から11年が経過し、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている団体も多くあるほか、語り部や各地の施設を管理する団体からも、施設運営に頭を悩ませている旨の声が寄せられています。

国においては、被災地における震災伝承の取組を将来にわたって継続的に実施するためにも、伝承団体や市町村などによる伝承活動を支援するための補助金や伝承施設の運営に要する経費の支援など、新たな支援制度の創設等を講じることを求めます。

17 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、科学技術創造立国や科学技術外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化及び人づくり革命等を促し、日本の成長戦略に大きく貢献する極めて重要な計画です。ILCは、世界中の研究者・技術者が集結するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その波及効果は日本全国・世界に及ぶものですが、特にその建設の世界的候補地である東北では、ILCの建設・運用を通して国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これは東日本大震災からの創造的な復興と「新しい東北」に資するものでもあります。

つきましては、ILCの実現に向けて、省庁横断的体制の強化に取り組み、また、国際協力による次世代加速器の研究開発費等の予算措置を講じるなど、時宜にかなった適切な対応を行い、日本政府の主導のもと国際的な議論を更に推進するよう求めます。

18 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

本県では、NPO等の「絆力」を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合交付金「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしています。復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かいニーズ把握や取組が求められており、引き続き、NPO等の取組に大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは運営基盤が弱い弱であり、さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により経済状況が悪化している中、第2期復興・創生期間においてもNPO等が安定して取組を継続させるためには、財政的支援が不可欠であることから、補助事業の継続及び十分な予算措置を求めます。

19 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用

東日本大震災に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、復旧・復興事業等の影響により、令和4年度内に事業に着手できない事業者がいることから、令和5年度においても予算措置するよう求めます。また、事業者の責めに帰さない事由により令和4年度内の事業完了が困難なものについては、令和5年度への事故繰越手続の簡素化を講じるほか、再交付決定が必要なものについて、再予算化が図られるよう求めます。

20 事業復興型雇用確保事業の延長

事業復興型雇用確保事業については、これまでに約3万5千人の雇用を創出するなど、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。一方で、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和4年度末までに事業を開始することが支給の要件とされていますが、復興まちづくりに時間を要したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、沿岸部の中小企業では、令和4年度末までに事業所を新設・再建した上で、求職者を雇い入れることが困難な状況です。

こうした被災地の実情を踏まえ、事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長することを求めます。

21 水産加工業の復興に向けた支援

これまで復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上の回復に遅れが見られるほか、人手不足、県内魚市場の水揚量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格の高騰、資金繰りの悪化など、現在も課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、東北復興水産加工品展示商談会の継続、海外販路開拓のためのHACCP

の取得、被災地の人材確保、A I ・ I C Tによるロボット等先端技術の導入、加工原料の安定確保など、水産加工業者の取組に対する国の支援について財源措置を拡充するとともに、資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定の支援など、水産加工業者の状況に応じた支援を求めます。

22 原木に関する補償及び特用林産物の出荷制限解除への対応

本県の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の立木をきのこ用原木として利用できないことに加え、広範囲で出荷制限が継続されているなど、生産者や事業者には大きな負担が生じています。

原木として利用できない立木について、東京電力ホールディングス株式会社は、福島県のみを財物補償の対象としていますが、汚染実態に即して対象を拡大するよう同社への指導を強く求めます。また、原木林の再生に向け、早期に効果的な森林の放射性物質低減技術の確立とマニュアル化を図るとともに、原木非破壊検査機器の活用に関するガイドラインの整備を求めます。加えて、野生きのこ・山菜類の出荷制限の設定については種類ごととし、解除についても、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除区域の設定やモニタリング調査方法を緩和するなど、現行の運用の見直しを求めます。

23 建築確認申請等手数料にかかる減免措置に対する財政支援の継続

被災者の住宅再建は今後も続くことから、被災者が建築主となって申請した建築確認申請等手数料を、特定行政庁が減免した場合の減収分に対する震災復興特別交付税の措置、及び建築確認検査を担う指定確認検査機関が同様に手数料を減免した場合に対して助成する東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を、令和5年度以降においても実施するとともに、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

24 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続

災害公営住宅の家賃低廉化事業及び災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業については、被災者の生活再建や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援の継続を求めます。

25 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置

東日本大震災から11年が経過したものの、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒には、今なお、震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、子供の心のケアは重要な課題です。また、震災により精神的にも経済的にも困難な家庭環境で育った子供が就学するなど、児童生徒一人ひとりの状況に一層注意を払いながら心のケアを行っていくことが必要な時期を迎えています。

被災した児童生徒や保護者及び教職員の心のケアについては、多面的かつ中・長期的な息の長い支援が必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置を行うほか、心のケアに資するための学習支援、学校運営の補助等を行う

支援員の配置など緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

26 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続

本県では、東日本大震災による壊滅的な被害により、いまだに保護者の生活基盤が回復せずに経済的理由により就学に困難を来している児童・生徒が数多く在籍しています。

このような中、平成 23 年度から被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により基金を造成し、被災児童生徒就学援助事業の他 4 事業を実施してきましたが、同交付金については平成 26 年度で終了し、平成 27 年度からは単年度の被災児童生徒就学支援等事業交付金を活用し実施しています。

つきましては、本県被災地はいまだ復旧・復興の途上であり、今後も被災児童生徒就学援助事業の継続実施は必要不可欠であることから、令和 5 年度以降も当該交付金事業を継続するとともに、継続に当たっては、地方負担が生じることをのまないよう求めます。

あわせて、奨学金事業や私立学校授業料等減免事業など、対象者が原子力災害被災地域のみとされた事業について、対象地域限定の撤廃を求めます。

27 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

本県では、災害公営住宅の整備等のハード面での復旧・復興が進み、各市町村においては、仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）の解消が図られてきましたが、集団移転や人口減少による学校の統合など、子どもや地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域住民にはコミュニティの再構築が求められるとともに、児童・生徒が、新しい生活環境の中でしっかりと適応できる新しい学習環境の整備が求められています。

さらに、ようやく家を新築したり、別の土地へ転居したりする家庭もいまだある一方で、経済的に困難を抱え、子どもとじっくりと向き合う余裕のない家庭もまだ多く、放課後や休日の安全・安心な居場所づくりへの強い要望も依然としてあることから、地域と学校の連携・協働による子どもの学習支援等を通じて、子どもの学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る本事業の継続を強く求めます。

28 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う公共事業等への影響

新型コロナウイルス感染症の影響は多方面に及び、感染者数の推移は依然高止まりしたままであるなど、今後も予断を許さない状況が継続するものと考えられます。そのため、用地交渉や地元調整等、人との接触が想定される業務の見合わせによる影響や、新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者等の自宅待機などにより、事業の進捗に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、今後、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の遅延が発生した場合には、繰越手続きや予算執行等、制度の運用について柔軟な対応を求めます。

要望項目に係る問合せ先（重点要望項目）

要望 番号	要 望 項 目	担 当 部 課 室	担 当 者	電 話 番 号
1	東日本大震災復興関連事業に対する支援の継続＜震災関連＞	復興・危機管理部復興支援・伝承課	相澤 ひろみ	022-211-2424
		総務部財政課	後藤 秀剛	022-211-2314
		保健福祉部社会福祉課	阿部 洋子	022-211-2519
		保健福祉部子ども・家庭支援課	大場 毅	022-211-2513
		保健福祉部精神保健推進室	菅原 美帆子	022-211-2518
		教育庁義務教育課	日比 遼太	022-211-3642
2	福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応＜震災関連＞	復興・危機管理部原子力安全対策課	大谷 正彦	022-211-2340
		復興・危機管理部原子力安全対策課	木村 昭裕	022-211-2607
		環境生活部食と暮らしの安全推進課	青田 康典	022-211-2643
		環境生活部放射性物質汚染廃棄物対策室	高橋 祐介	022-211-2647
		経済商工観光部観光政策課	新妻 優樹	022-211-2823
		経済商工観光部国際ビジネス推進室	押野 孝博	022-211-2346
		農政部農業政策室	叶 光博	022-211-2892
		農政部食産業振興課	表 由香子	022-211-2814
		水産林政部水産林業政策室	長山 有紀	022-211-2496
		水産林政部水産業振興課	後藤 博道	022-211-2931

要望項目に係る問合せ先

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課 室	担当者	電話番号
復興庁	1	東日本大震災復興関連予算の確実な措置<震災関連>	復興・危機管理部復興支援・伝承課	相澤 ひろみ	022-211-2424
			総務部財政課	後藤 秀剛	022-211-2314
	2	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援<震災関連>	復興・危機管理部原子力安全対策課	大谷 正彦	022-211-2340
			経済商工観光部観光政策課	新妻 優樹	022-211-2823
			農政部農業政策室	叶 光博	022-211-2892
			農政部食産業振興課	表 由香子	022-211-2814
			水産林政部水産林業政策室	長山 有紀	022-211-2496
	3	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策<震災関連>	復興・危機管理部原子力安全対策課	大谷 正彦	022-211-2340
			経済商工観光部観光政策課	新妻 優樹	022-211-2823
			経済商工観光部国際ビジネス推進室	押野 孝博	022-211-2346
			農政部農業政策室	叶 光博	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	長山 有紀	022-211-2496
	4	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発<震災関連>	復興・危機管理部原子力安全対策課	木村 昭裕	022-211-2607
			環境生活部食と暮らしの安全推進課	青田 康典	022-211-2643
			農政部農業政策室	叶 光博	022-211-2892
農政部食産業振興課			表 由香子	022-211-2814	
水産林政部水産林業政策室			長山 有紀	022-211-2496	
5	被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源の確保<震災関連>	保健福祉部社会福祉課	阿部 洋子	022-211-2519	
		保健福祉部子ども・家庭支援課	大場 毅	022-211-2513	
		保健福祉部精神保健推進室	菅原 美帆子	022-211-2518	
6	中国・韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応<震災関連>	経済商工観光部国際ビジネス推進室	押野 孝博	022-211-2346	
		農政部農業政策室	叶 光博	022-211-2892	
		水産林政部水産業振興課	後藤 博道	022-211-2931	
7	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置<震災関連>	教育庁義務教育課	日比 遼太	022-211-3642	
8	固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保<震災関連>	総務部市町村課	猪俣 将	022-211-2331	
9	地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設や地方交付税措置の拡大等<震災関連>	総務部市町村課	伊藤 大輔	022-211-2339	
10	災害援護資金に係る国貸付金の償還期限延長と償還免除等に伴う財政支援<震災関連>	復興・危機管理部復興・危機管理総務課	半澤 太一	022-211-3433	
11	災害救助法の適切な運用等<震災関連>	復興・危機管理部復興・危機管理総務課	半澤 太一	022-211-3433	
12	東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備<震災関連>	復興・危機管理部復興支援・伝承課	伊藤 崇宏	022-211-2443	
13	「防災教育・災害伝承の日」の制定<震災関連>	復興・危機管理部復興支援・伝承課	伊藤 崇宏	022-211-2443	
		教育庁保健体育安全課	遠藤 貞悟	022-211-3669	
14	東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設<震災関連>	復興・危機管理部復興支援・伝承課	伊藤 崇宏	022-211-2443	
15	国際ニアコライダー(ILC)の実現<震災関連>	企画部総合政策課	有海 拓	022-211-2409	

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課 室	担当者	電話番号
	16	復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続<震災関連>	環境生活部共同参画社会推進課	岩見 吉三江	022-211-2576
	17	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用<震災関連>	経済商工観光部企業復興支援室	及川 智広	022-211-2765
経済商工観光部商工金融課			小野寺 毅	022-211-2746	
水産林政部水産業振興課			後藤 博通	022-211-2931	
	18	事業復興型雇用確保事業の延長<震災関連>	経済商工観光部雇用対策課	佐藤 洋平	022-797-4661
	19	水産加工業の復興に向けた支援<震災関連>	水産林政部水産業振興課	後藤 博道	022-211-2931
	20	原木に関する補償及び特用林産物の出荷制限解除への対応<震災関連>	水産林政部林業振興課	名和 優子	022-211-2914
	21	建築確認申請等手数料にかかる減免措置に対する財政支援の継続<震災関連>	土木部建築宅地課	繁澤 悠介	022-211-3243
	22	災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続<震災関連>	土木部住宅課	熱海 義男	022-211-3252
	23	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置<震災関連>	教育庁義務教育課	本田 正晴	022-211-3645
教育庁高校教育課			菅原 紀子	022-211-2636	
教育庁特別支援教育課			鈴木 勝博	022-211-3714	
	24	被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続<震災関連>	教育庁義務教育課	今井 敦士	022-211-3642
教育庁高校教育課			木村 政俊	022-211-3711	
総務部私学・公益法人課			千葉 昭太	022-211-2261	
	25	子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続<震災関連>	教育庁生涯学習課	平林 健	022-211-3690
	26	新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う公共事業等への影響	総務部財政課	後藤 秀剛	022-211-2314
農政部農業政策室			叶 光博	022-211-2892	
水産林政部水産林業政策室			長山 有紀	022-211-2496	
土木部土木総務課			稲村 武彦	022-211-3108	